

罰則や違反事例等

1. 種の保存法における罰則（流通関連のみ）

（1）以下の行為をしたものは、懲役 1 年以下又は 100 万円以下の罰金（第 58 条）

- ・ 譲渡し等が禁止されている希少野生動植物種の個体等を譲渡し若しくは譲受け等した者（第 12 条第 1 項）
- ・ 特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等を輸出入した者（第 15 条第 1 項）
- ・ 譲り渡し等許可者に対する措置命令（第 14 条）、外為法の規定に基づく規程に従わず輸入したもの、またそれを受け取ったものが、その個体等の返送等命令に違反した者（第 16 条）

（2）以下の行為をしたものは、懲役 6 ヶ月以下又は 50 万円以下の罰金（第 59 条）

- ・ 希少野生動植物種の譲渡し等をするためのその種の捕獲等の許可につけられた条件に従わなかった者（第 13 条第 4 項）
- ・ 希少野生動植物種の陳列をしているものに対する改善命令に違反した者（第 18 条）
- ・ 事前登録に虚偽の内容を記述したり、登録票の返納方法に違反したために事前登録済証の使用を禁止する命令に違反した者（第 20 条の 3 第 4 項）
- ・ 上記の事前登録証に係る命令に従わないときに発せられる事前登録済証などの返納命令に違反した者（第 20 条の 3 第 5 項）
- ・ 事前登録済証の記載禁止命令に違反したことによる事前登録済証の返納命令に違反した者（第 20 条の 3 第 6 項）
- ・ 特定国内希少野生動植物種および国際希少野生動植物種の特定器官を用いた業務の停止命令に違反した者（第 32 条第 2 項、第 33 条の 4 第 2 項）
- ・ 管理票の不正作成における管理票の作成禁止命令に違反した者（第 33 条の 6 第 4 項）
- ・ 不正手段により、登録又は事前登録を受けた者
- ・ 事前登録証の不正記載をした者

（3）以下の行為をしたものは、50 万円以下の罰金（第 62 条）

- ・ 希少野生動植物種の個体等を販売等の目的で陳列をした者（第 17 条）
- ・ 特定国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種の特定器官等の取引をしようとするものが、事業の届出をしないか虚偽の届出をした者（第 30 条第 1・2 項、第 33 条の 2）

(4) 以下の行為をしたものは、30万円以下の罰金(第63条)

- ・ 国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の許可を受けたものが、その捕獲等の際に許可書等を携帯していなかった者(第10条第8項)
- ・ 希少野生動植物種の個体等を販売等の目的で陳列している者、輸入した者やその種を受け取った者が、環境大臣等の求めによる報告や立入検査等の妨害をした者(第19条第1項)
- ・ 国際希少野生動植物種の登録票を、不正な手段により再交付を受けた者(第20条第4項)
- ・ 事前登録済証に登録から1年を経過したものについて記載をした者、又は1年を経過しているのに事前登録済証を返納しない者(第20条の3第1項ただし書、又は第3項)
- ・ 事前登録を受けた者で、原材料器官等に関し環境大臣に必要な事項の報告をしない者や虚偽の報告をした者、あるいはその命令に従わない者(第20条の3第2項又は第7項)
- ・ 登録等を受けた国際希少野生動植物種の個体等を譲渡し等する際に登録票等と共に行うこと、また販売目的で陳列するときに、登録票等を備え付けること、譲受け等した際、30日以内に届出をする規定に違反した者(第21条)
- ・ 登録等を受けた国際希少野生動植物種の個体等を所有しなくなった場合や登録票の再交付を受けた後に登録票を見つけた場合に元の登録票を返納する規定に違反した者(第22条第1項)
- ・ 特定国内・国際種事業を行うものが、その届出事項に変更があった場合、又は事業を廃止した時に30日以内にそれを報告する規定に違反した者(第30条第3項)
- ・ 特定国内・国際種事業をするものが、その事業に関する報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または環境大臣や農林水産省大臣およびその職員が行う立入検査等の妨害をした者(第33条第1項)
- ・ 不正な手段により、原材料等を用いた政令で定める製品に対する認定を受けたもの(第33条の7第1項)
- ・ 上記の認定(標章)を、その認定を受けたもの以外の製品に付けてはならない規定に違反した者(第33条の7第4項)

その他に登録機関又は認定機関に対する罰則(第64~66条)がある。

罰則に関する他法令との比較（概要）

刑罰等の内容等	種の保存法(注1) (平成4年)	鳥獣保護法 (昭和38年)	動物愛護管理法 (昭和48年)	外来生物法 (平成16年)
3年以下の懲役 又は300万円以下 の罰金	規定なし	規定なし	規定なし	・販売等目的の特定 外来生物の飼養等・ 譲渡し等(4,8) など
法人等(注3)	—	—	—	1億円以下の罰金
1年以下の懲役 又は100万円以下 の罰金	・希少野生動植物種 の譲渡し等、輸出入 (12,15) など	・狩猟鳥獣以外の鳥 獣の捕獲等(8) など	・愛護動物のみだり な殺傷(44) など	・特定外来生物の飼 養等・譲渡し等(4,8) など
法人等(注3)	100万円以下の罰金 (本条と同じ)	100万円以下の罰金 (本条と同じ)	100万円以下の罰金 (本条と同じ)	5千万円以下の罰金
6月以下の懲役 又は50万円以下 の罰金	・国際希少種の個体 等の虚偽登録等 (20) など	・鳥獣保護区特別保 護地区での無許可 の行為(29) など	・特定動物の無許可 飼養等(26) など	規定なし
法人等(注3)	50万円以下の罰金 (本条と同じ)	50万円以下の罰金 (本条と同じ)	50万円以下の罰金 (本条と同じ)	—
50万円以下の罰 金	・特定国内・国際種 事業の無届等(30,33 の2) など	・占有者の承諾なし の鳥獣の捕獲等 (17) など	・愛護動物の遺棄 (44) など	・種類名証明書なし の輸入(25) など
法人等(注3)	50万円以下の罰金 (本条と同じ)	50万円以下の罰金 (本条と同じ)	50万円以下の罰金 (本条と同じ)	50万円以下の罰金 (本条と同じ)
30万円以下の罰 金	・特定国内・国際種 事業の虚偽報告 (30,33の2) など	・捕獲許可証の不携 帯・不提示(9) など	・動物取扱業の無登 録営業(10) など	・立入検査協力義務 違反(10) など
法人等(注3)	30万円以下の罰金 (本条と同じ)	30万円以下の罰金 (本条と同じ)	30万円以下の罰金 (本条と同じ)	30万円以下の罰金 (本条と同じ)
20万円以下の過 料	・登録・認定機関の財務 諸表等不置等(24等)	規定なし	・動物取扱業の廃業 の無届等(16)	規定なし
10万円以下の過 料	規定なし	規定なし	・動物取扱業の標識 不提示(18)	規定なし
罰則改正の時期	H15改正(注4)	S53、H2、H14改正	H11、17改正	改正なし

注1：表中の本則中の条文の例示は希少野生生物の流通に関するものとした。

注2：表中の〈数字〉は当該罰則が対象とする本則中の条文である。

注3：「法人等」としたのは、法人等の代表者や従業者が業務に関して違反行為をした場合に、本人のほか法人等も併せて処罰する規定（両罰規定）の有無等を示すもの。

注4：20万円以下の罰金を30万円以下の罰金に引き上げるなどしたもの。

2. 種の保存法違反事例

(1) 過去1年間の主な事件

トラ剥製売買で初摘発

【産経新聞（平成22年10月2日）】

ワシントン条約で商取引などが禁止されているトラの剥製や毛皮を売買したとして、警視庁生活環境課などは1日、種の保存法違反（譲渡、陳列）の疑いで、広島県呉市の古物商社など2社と、同社のA社長（47）や客の男女ら9人を書類送検した。トラの加工品売買を摘発したのは全国で初めて。

押収されたトラの加工品は、成獣の剥製1体（体長165センチ）、毛皮1枚（同180センチ）、子トラの剥製2体（いずれも30センチ）。同社の送検容疑は、平成20年6月～22年1月にかけて、トラの剥製や毛皮をインターネットオークションに出品し、落札した自営業の女（41）ら4人に約1万～約8万円で販売したとしている。

無登録象牙を売買容疑 販売会社元役員ら4人逮捕

【読売新聞（平成23年5月12日）】

無登録の象牙を売買したとして、警視庁は11日、大阪市天王寺区、象牙加工品販売会社元役員A容疑者（79）、茨城県小美玉市、古物商（36）ら4人を種の保存法違反（譲渡等の禁止）の疑いで逮捕した。発表によると、A容疑者ら2人は2010年3月頃～6月頃、B容疑者2人から、国内取引に必要な国の登録票がない象牙21本を計500万円で買い取った疑い。

象牙はワシントン条約で商取引が禁止されており、国内では1995年の改正同法施行で未登録の象牙の譲渡等が禁じられた。A容疑者が経営した会社からは、登録票のない象牙68本が押収されており、同庁は余罪を調べている。

無登録象牙売買 新たに4人容疑者逮捕

【読売新聞（平成23年6月10日）】

無登録の象牙が売買されていた事件で、警視庁は9日、堺市西区、会社役員・A容疑者（72）ら4人を種の保存法違反（譲渡）容疑で逮捕した。また、大阪市天王寺区、象牙加工品販売会社元役員B被告（79）（道法違反で起訴）も同法違反（譲り受け）容疑で再逮捕した。

発表によると、A容疑者等は2010年3～6月頃、国内取引に必要な登録証がない象牙47本をB被告に計約1700万円で売り渡した疑い。4人は容疑を認めているという。

希少カメ 3種販売容疑逮捕

【東京新聞（平成 23 年 5 月 23 日）】

希少種のカメ 5 匹を販売したとして、警視庁生活環境課は 23 日、種の保存法違反（譲り渡し）の疑いで、東京都中野区のペット店経営、A 容疑者(44)＝埼玉県桶川市若宮一＝を逮捕したと発表した。

逮捕容疑では、2008 年 6～7 月、ワシントン条約で国際取引が規制されているヘサキリクガメなど 3 匹を計 800 万円で、千葉県船橋市の会社員の男性(50)に販売。2009 年 11 月～2010 年 1 月にヨツユビガメ 2 匹を 800 万円で、同縣市川市の内装業の男性(32)に売ったとされる。

同課によると、容疑を一部否認している。ヨツユビガメの押収は全国初。ヘサキリクガメとヨツユビガメは国内への輸入実績が無く、同課は密輸された可能性があるとみている。購入した 2 人も、同法違反容疑で書類送検する方針。

絶滅危惧種ワニ押収 ペット業者を再逮捕

【読売新聞（平成 23 年 6 月 15 日）】

絶滅危惧種ワニ「ガビアルモドキ」を販売目的で引き取ったとして、警視庁は 14 日、中野区のペットショップ経営会社社長・A 被告(44)（埼玉県桶川市）を種の保存法違反（譲渡等の禁止）の疑いで再逮捕した。法人としての同社も近く、同容疑で書類送検する。

発表によると A 被告は今年 2 月 18 日、知人のペットショップ店からガビアルモドキ 3 匹を販売目的で引き取った疑い。同庁は A 被告が海外から密輸後、一時的にこのペットショップに預けていたとみている。

ガビアルモドキはインドネシアのスマトラ島などに生息。ワシントン条約で商取引が禁じられている。A 被告は 5 月 22 日、絶滅危惧種ワニのヘサキリクガメを販売するなどしたとして同庁に逮捕され、その後起訴されていた。

希少なカメ販売容疑で業者逮捕

【毎日新聞 毎日 jp（平成 23 年 7 月 22 日）】

ワシントン条約で国際商取引が規制されている希少な「クモノスガメ」を売ったとして、大阪府警は 21 日、大阪府守口市のペットショップ経営、A 容疑者（50）＝同市八雲東町 2 号＝を種の保存法（譲り渡し等の禁止）違反の疑いで再逮捕した。マダガスカル島に生息し、甲羅の模様がクモの巣に似た特徴があり、国内では 1 匹 20 万～30 万円で取引されている。

逮捕容疑は 2009 年 1 月～今年 5 月、福岡県や大阪府の 4 人に、クモノスガメ計 5 匹

を計約 120 万円で販売した、としている。「違法と分かっていた」と認めているという。府警生活環境課によると、A 容疑者は店頭やインターネットで販売。府警は今年 6 月 30 日、クモノスガメ 2 匹を店内に展示したとして、同法（陳列の禁止）違反容疑で現行犯逮捕した。大阪地検は 21 日、処分保留にしており、今後一括処分するとみられる。

希少ワニを違法譲渡 ペット店経営者ら書類送検

【東京新聞（平成 23 年 9 月 29 日）】

ワシントン条約で取引が規制されている国際希少野生動物のヨウスコウワニの違法な売買にかかわったとして、立川署は 28 日、種の保存法違反（譲渡の禁止）の疑いで、神奈川県茅ヶ崎市のペット店経営者(39)と練馬区のアルバイトの男（33）、川崎市ペット店経営者(34)の男 3 人を書類送検した。

送検容疑では、経営者は 2008 年 12 月、中野区内のペット店に、譲渡に必要な登録票がないヨウスコウワニ（体長約 1 m）を、別の個体の登録票を付けて正規の取引に見せ、70 万円で売ったとされる。このワニは、アルバイトの男が 10 年以上前に違法に入手したもので、経営者は無償で譲り受けたとされる。登録票は川崎市のペット店経営者から、死んだ別の個体のものを、この経営者が譲り受けたとされる。

【参 考】

カメ密輸容疑 2 邦人逮捕 ロス空港で 55 匹

【産経新聞（平成 23 年 1 月 12 日）】

米魚類野生動物保護局は、カメを米国内に密輸入しようとした容疑で日本人 2 人を逮捕した。カリフォルニア州の連邦地検が 10 日明らかにした。カメ 55 匹がロサンゼルス国際空港で荷物から発見されたという。地検によると、2 人は大阪府在住の A 容疑者(39)と B 容疑者(49)。

カメはスーツケース内のスナック食品の箱に隠されていた。覆面捜査官が昨年からの密輸グループに潜入、ワシントン条約で輸出入が制限されているカメが密輸されていることを把握した。

(2) 再犯事例

希少カメも虚偽登録か

【静岡新聞（平成 17 年 8 月 18 日）】

希少ワニ「ガビアルモドキ」の不正登録事件で、種の保存法違反などの疑いで逮捕された静岡市の爬虫類卸売会社経営 A 容疑者が、同様に絶滅危惧種に指定されているリクガメの一種「ホウシャガメ」についても「自分で繁殖させた」と偽り、個体登録していた疑いのあることが 17 日、警視庁生活環境課の調べで分かった。警視庁は密輸入されたホウシャガメを、高価で取引される正規のカメとして流通されるため虚偽登録したとみて追及する。調べでは、A 容疑者は昨年 5 月ごろ、「岐阜県のブローカーからホウシャガメの卵を譲り受け、24 匹を孵化させた」と環境省の所管法人にうその申請をし、同年 7 月、国際希少野生動物種の個体登録を受けた疑いもたれている。

ワニ密輸 静岡の卸業者に実刑 東京地裁判決

【静岡新聞（平成 18 年 5 月 18 日）】

絶滅が危ぶまれる希少なワニなどが密輸され、販売された事件で、種の保存法違反（不正登録）と詐欺の罪に問われた静岡市の爬虫類卸経営者 A(37)に対し、東京地裁は 18 日、懲役 2 年 6 月（求刑懲役 5 年）の判決を言い渡した。同社も罰金 180 万円（求刑罰金 200 万円）。

判決によると、被告の経営者は動物ブローカー被告(40)＝一審懲役 3 年、罰金 300 万円＝らと共謀。2003 年－04 年、密輸されたワニのガビアルモドキ 4 匹やホウシャガメ 24 匹を国内で繁殖させたように装い、登録を受けた。また、正規に登録したように偽り、徳島県のペット店などから販売代金として計約 320 万円を詐取した。

執行猶予中にまた・・・ 希少動物密輸のペット業者逮捕

【産経新聞（平成 13 年 11 月 3 日）】

東京税関成田支署と千葉県警空港署は 2 日までに、希少動物の商業取引を規制しているワシントン条約に抵触するカメなどを密輸しようとした税関法違反（無許可輸入）の容疑で、水戸市のペット店経営、B 容疑者を逮捕、千葉地検に送致した。

調べによると、B 容疑者は 4 月 26 日、タイ・バンコクから成田空港に到着した際、マダガスカルホシガメなど 3 匹をバックなどに隠し持っていた疑い。

B 容疑者は昭和 63 年以降、同法違反で 5 回罰金刑を受けており、平成 11 年 10 月には、成田空港でマダガスカルホシガメなど 65 匹を密輸したとして懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）が確定している。

3. 自然関連の法違反による送致件数等

自然関連の法違反による送致件数、送致人員数、身柄総件数について、警察庁のまとめた統計資料を基に集計した。

種の保存法違反

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
送致件数	5	11	27	20	29
送致人員	6	11	12	15	18
身柄送致人数	2	7	4	6	6
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	合計
送致件数	70	41	27	18	248
送致人員	35	12	19	12	140
身柄送致人数	7	4	5	4	45

動物愛護法違反

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
送致件数	28	41	29	66	78
送致人員	24	42	25	56	69
身柄送致人数	4	4	3	2	5
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	合計
送致件数	91	92	112	121	658
送致人員	79	81	108	106	590
身柄送致人数	2	8	5	5	38

鳥獣保護法違反

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
送致件数	223	316	335	541	501
送致人員	204	277	271	428	399
身柄送致人数	—	8	7	35	9
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	合計
送致件数	775	943	926	878	5438
送致人員	546	687	653	657	4122
身柄送致人数	20	14	11	7	111

外来種法違反

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	合計
送致件数	6	7	16	14	43
送致人員	4	7	8	10	29
身柄送致人数	-	3	1	1	5

出典：警察庁 HP の「捜査活動に関する統計等」の「平成〇年の犯罪」統計から集計した。
(<http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm#sousa>)